関市農業委員会総会議事録

場所:関市役所 6階大会議室

○議事日程

令和3年1月7日(木曜日)午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見ついて
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員(17名)

1番	安田	美雄	君	2番	臼田	正嗣	君	3番	山田	彰	君
4番	井上	正隆	君	6番	伊藤	均	君	7番	吉田	和子	君
8番	玉田	和久	君	9番	山田	タツエ	君	10番	八代	治郎	君
11番	足立	昌人	君	12番	青山	雅紀	君	13番	永田	千春	君
14番	西田	耕三	君	15番	西部	徹	君	16番	長尾	始	君
17番	野村	芍	君	18番	日置	香	君				

○欠席委員(2名)

5番 野田 卓志 君 19番 田下 喜代 君

○委員以外の出席者

産業経済部長 武藤 好人 君 農業委員会事務局長 長屋 隆司 君 農業委員会事務局課長補佐 小石 隆之 君 農業委員会事務局係長 小森 康司 君 洞戸事務所主任主査 李 浩基 君 午前10時00分 開会

- ○事務局課長補佐(小石隆之君)定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。 ○事務局課長補佐(小石隆之君)本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。 5番 野田委員、19番 田下委員の2名が欠席でございます。
- ○議長(野村茂君) ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、 委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。
- ○議長(野村茂君)次に、議事録署名委員の指名を行います。13番 永田委員、14番 西田委員 のお二人にお願いします。
- ○議長(野村茂君)議案の審議に入る前に皆さんにお願いをいたしたいと思います。先般の総会において、1番安田委員さんからご意見がありました件で、3条の許可の中で、権利の移譲を受けられる方が営農体制になっているかと言う所のご意見をいただきました。これにつきましては、これから3条の審議については、一度みなさん方にこの辺の所、営農する体制になっているかという事をみなさん方にお伺いをいたしますので、もし、なっていないようであればご意見をいただきたいと思います。ご意見が無ければないと言う事でいままで通り審議を進めさせていただきます。もし、審議があった場合は継続審議と言う事で、一度、みなさん方で判断をいただく訳ですけれども事務局としては継続審議と言う事で次回の委員会でその辺りの所を確認したいと言う事であります。申請者のご本人に確認するか、また代理人である書士の方に確認をして次の総会で内容についてどうであったかと言う事を報告いただき、審議をすると言う事で進めたいと思いますので宜しくお願いします。それではこのように進めさせていただきますのでよろしくお願いします。
- ○議長(野村茂君)これより議案の審議に入ります。
- ○議長(野村茂君)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局の説明を求めます。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページ からになります。
- 1番の案件 位置図は1ページと2ページになります。申請地は富岡小学校の南西440mほどに位置する農振農用地区域外の田、527㎡。関市武儀事務所の北410mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆1,902㎡。合計、3筆2,429㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は農業経営の拡大をすると言うもの。譲渡人は高齢及び多忙であり、農地の維持管理が困難であることから譲り渡すと言うものです。3条2番と同時許可案件です。
- 2番の案件 議案は1ページと2ページ、位置図は3ページと4ページになります。申請地は富岡小学校の東380mほどに位置する農振農用地区域外の登記地目、田。現況地目、畑2,237㎡。富津橋の北東590mに位置する農振農用地区域外の畑、2筆406㎡。合計、3筆2,643㎡。申請の目的は、使用貸借件の設定です。使用借人は農業経営の拡大をすると言うもの。使用貸人は高齢及び多忙であり、農地の維持管理が困難であることから、貸すと言うものです。3条1番と同時許可案件です。
- 3番の案件 位置図は5ページになります。申請地は千疋ふれあいセンターの南西200mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆1,036㎡。更に同所から320mほどに位置する農振農用地区域内の田、3,006㎡。千疋ふれあいセンターの南420mほどに位置する農振農用地区域内の田、1,828㎡。更に、同所から南東90mほどに位置する農振農用地区域内の畑、537㎡。合計、5筆6,407㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業耕作の拡大・充実を図るため、申請地を譲り受け、効率化を図ると言うもの。譲渡人は、高齢であり、自ら農業経営を行うことが不十分となってきたため、譲り渡すと言うものです。

4番の案件 議案は3ページ、位置図は6ページからになります。申請地は下之保地区処理施設の北90mに位置する農振農用地区域内の田、380㎡。更に同所から西270mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆1,727㎡。合計、3筆2,107㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は農業規模拡大のため、申請地を譲り受けると言うもの。譲渡人は住所が遠く耕作できないため、譲り渡すと言うものです。

5番の案件 位置図は7ページになります。申請地は洞戸運動公園の西320mほどに位置する

農振農用地区域内の田、1,609㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は農業規模拡大のため申請地を譲り受けたいと言うもの。譲渡人は高齢により、農業に従事することができないため、譲り渡したいと言うもの。

6番の案件 位置図は8ページになります。申請地は一色公民館の北20mほどに位置する農振 農用地区域外の登記地目、田。現況地目、畑376㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は 農業耕作の拡大・充実を計画し、近隣の農地を取得したいと言うもの。譲渡人は多忙で通作できな くなり、農業経営が困難になってきたので、売買の話に応諾するものです。

7番の案件 議案は4ページ、位置図は9ページからになります。申請地は一色公館の東30m ほどに位置する農振農用地区域外の畑、2筆135㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は農業経営の拡大を図ると言うもの。譲渡人は多忙であることから、農地の管理が困難になってきたところ、譲受人から申請地を買い受けしたいとの申し出を受けたため、譲り渡すと言うものです。〇事務局課長補佐(小石隆之君)すべての案件について、12月15日、12月16日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。以上、所有権の移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりました。安田委員、永田委員、西部委員さん。今、説明のありました案件につきまして、譲り受けをされる方が農業経営体制になっているかと言う事で、問題があればご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(野村茂君)意見がないようですので、問題ないと言う事でございます。
- ○議長(野村茂君)それでは議案第1号について補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。 (挙手なし)
- ○議長(野村茂君)ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(野村茂君)質疑もないようですので、これより採決します。議案1号について、原案の とおり許可することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

- ○議長(野村茂君)全員挙手のため、議案第1号の7件を許可することとします。
- ○議長(野村茂君)続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

農地法第4条の規定により下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は5ページになります。

1番の案件 位置図は10ページになります。申請地は稲口公民センターの南60mほどに位置する田、552㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、貸店舗です。申請人は申請地に美容院を建築し、駐車場を整備した後、貸すと言うものです。

- 12月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)以上、1件につきましてご審議をお願いします。
- ○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(挙手なし)

○議長(野村茂君)無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある 方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君)質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(野村茂君)全員挙手のため、議案第2号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達する こととします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、 を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君)議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は6ページからになります。

1番の案件 位置図は11ページになります。申請地は関中央病院の東420mほど位置する登記地目、田。現況地目、畑124㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は刃物製造販売業駐車場です。譲受人は申請地の近隣で工場を経営しており、現在の工場敷地内の駐車場が狭くなってきたため、申請地を駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は営農が困難であることから、土地を譲り渡すと言うものです。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

2番の案件 位置図は12ページになります。申請地は富岡小学校の南440mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑、3筆430㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸家です。譲受人は申請地を造成、その後、住宅を建築し賃貸すると言うもの。譲渡人は高齢になり、営農を継続していくことが難しくなり、譲り渡すと言うものです。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

3番の案件 位置図は13ページになります。申請地は天神公民センターの東南東200mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑254㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。譲受人は現在の住宅が手狭であるため、申請地を買い受け、自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は高齢であることや居住地も遠方であり、農地を適正に管理できないため譲り渡すと言うものです。隣地承諾書が添付されています。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

4番の案件 議案は7ページ、位置図は14ページになります。申請地は天神公民センターの東南東200mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑250㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は現在の住宅が手狭であるため、申請地を買い受け、自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は高齢であることや、居住地も遠方であることから、農地を適正に管理できないため譲り渡すと言うものです。隣地承諾書が添付されています。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

5番の案件 位置図は15ページになります。申請地は富野小学校の南230mほどに位置する田、820㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。賃借人はソーラシステム販売、設置・施工を主な業務とする会社であり、申請地に発電施設を設置したいと言うもの。賃貸人は農地を管理することができなくなってきた事から、申請地を貸すと言うものです。隣地承諾書が添付されています。

12月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 議案は7ページと8ページ、位置図は16ページになります。申請地は緑ヶ丘中学

校の南東310mほどに位置する畑、2筆588㎡。農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は不動産業を営んでおり、住宅地の需要が見込まれることから、分譲したいと言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は17ページになります。申請地は南ヶ丘小学校の西150mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑499㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、冷凍食品製造業駐車場です。譲受人は隣接地に工場があり、現在、駐車場が不足しているため、申請地に駐車場を作りたいと言うものです。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は18ページになります。申請地は今宮公民センターの西650mほどに位置する畑、300㎡。農地の区分は10ha以上の集団の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は建設用 仮設資材 配送センターです。譲受人は隣接地と一体利用をし、配送センターを新設すると言うもの。譲渡人は耕作が困難になったことから、譲受人の要望に応えると言うものです。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可でありますが、隣接する土地と一体として、同一の事業の目的に供する場合で、当該事業の目的を達成するうえで、申請地を供することが必要であると求められるものとであり、第1種農地の割合が全体面積の3分の1を超えないため、農地転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

9番の案件 議案は9ページ、位置図は19ページになります。申請地は下有知中学校の南270mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑140㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は現在、アパート住まいであり、住居が手狭になったため、隣地と一体利用をして、自己住宅を建築すると言うもの。使用貸人は高齢で管理ができないため、申請地を貸すと言うものです。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は20ページになります。申請地は瀬尻小学校の南170mほどに位置する田、325㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に1つの教育施設、1つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は賃貸住宅に住んでいるが、将来の生活を考慮し、一般個人住宅を建築すると言うもの。使用貸人は子の要望に応えると言うものです。

12月14日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。この件は事変1番と同時許可案件です。

11番の案件 位置図は21ページになります。申請地は西部保育園の南東400mほどに位置する田、2筆966㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は不動産業を営んでおり、住宅地の需要が見込まれることから、分譲住宅として、転用したいと言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。

12月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 議案は10ページ、位置図は22ページになります。申請地は道の駅ラステンほらどの南東550mほどに位置する畑、990㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10

h a 未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。賃借人は太陽光発電事業を営んでおり、事業を拡大し経営の安定化を図るため、申請地に太陽光発電施設を設置すると言うもの。賃貸人は高齢で耕作が困難な状況であることから、申請地を貸すと言うものです。

12月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は23ページになります。申請地は道の駅むげ川の西100mほどに位置する登記地目、宅地。現況地目、畑。2筆206.5㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅の駐車場、物置です。譲受人は既存の住宅敷地の接道面が狭く、乗り入れが不便であることから、申請地を駐車場、物置として利用したいと言うもの。譲渡人は高齢のため、耕作が難しいことから、譲り渡すと言うものです。

12月15日に現地確認をしたところ、昭和33年に宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

- ○事務局課長補佐(小石隆之君)以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権設定に関するもの2件、賃貸借件設定に関するもの2件、計13件につきましてご審議をお願いいたします。
- ○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたが、議案第3について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。
- ○議長(野村茂君)永田委員さん。
- ○13番(永田千春君)11番の案件ですが、細かい事を言いますけれど、一番右にある備考欄にあります譲受人、大丸開発㈱の臼井さんの名前ですけど、仁が抜けていませんでしょうか。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)通称名のようなもので、定款などは仁が入っていないので書士に全てそちらに合わせてもらうようにしています。字画か何かの関係で変えられたのかと思います。
- ○13番(永田千春君)頂いた名刺には人偏の仁が入っておりますので。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)正式な会社の定款や登記簿には全てその字は入っていませんので、 正式な書類と同じように全部直させました。
- ○議長(野村茂君)ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君)無いようですので、これより質疑を行います。議案第3について質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君)質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

- ○議長(野村茂君)全員挙手のため、議案第3号の13件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。
- ○議長(野村茂君)次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について 農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は11ページになり ます。

1番の案件 位置図は24ページになります。申請地は瀬尻小学校の南170mほどに位置する田、325㎡。変更内容は、事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成29年8月3日に貸駐車場として5条許可を取ったが、計画がとん挫し、このたび、子どもから自己住宅を建築したいとの申し入れがあっため、申請地を貸すと言う事です。計画変更者は子どもであり、賃貸住宅に住んでいるが、将来の生活を考慮し、一般個人住宅を建築すると言うものです。5条10番と同時許可案件です。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(挙手なし)

○議長(野村茂君)これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君)質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

- ○議長(野村茂君)全員挙手のため議案第4号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。
- ○議長(野村茂君)次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は12ページになります。
- 使用貸借権設定に関するものについて、新規が3筆、2,214㎡です。地区は小瀬地区です。権利の設定を受ける者は、一般社団法人岐阜県農畜産公社です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。
- ○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第5号について質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君)質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、 原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長(野村茂君)全員の挙手を頂きました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。
- ○議長(野村茂君)次に報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、3条賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたのでついて、報告させていただきます。議案は13ページになります。
- 1番の案件 届出地は、武芸川町八幡地区の田、2,071㎡。賃借人は有限会社むげがわ農産です。合意解約成立日は、令和2年11月1日です。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)以上、1件につきまして報告をさせていただきます。
- ○議長(野村茂君)報告第1号につきましては、事務局の報告とおりです。
- ○議長 (野村茂君) 本日ご審議いただきました議案はすべて終了いたしました。以上をもちまして、 本日の会議を終了いたします。

議長	
13番	
	<u> </u>
14番	

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

午前10時40分 閉会